

対日直接投資の促進に向けて

平成 26 年 1 月 20 日

伊藤 元重

小林 喜光

佐々木 則夫

高橋 進

対日直接投資の促進については、「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、KPIとして対内直接投資残高を 2020 年に 35 兆円へ倍増させるという目標が掲げられ、海外企業の誘致・支援体制の強化等が講じられている。

前回(平成 25 年 12 月 24 日)の経済財政諮問会議で議論された、マクロの経済財政指標とマイクロ目標(KPI)との突合せという観点から、マクロ経済政策上の対日投資促進の意義を改めて認識しながら、現状分析や課題の整理を行った上で、目標達成に向けた施策強化を検討していくべきである。

1. 対日直接投資促進の意義

(1) マクロの視点からの意義

- マクロ経済上、対日直接投資は国内での投資や雇用の拡大に寄与するとともに、内外資源の新たな融合によるイノベーションが日本経済の成長力を強化する。
- 日本がデフレから脱却して民需主導の経済成長をしてくためには、将来の果実を生み出す投資が必要である。このため、日本が海外へ投資して新興国等の成長を取り込むとともに、日本が内外企業に事業立地拠点として選択され、内外の有能な人材が集まる環境を整え、海外から日本への投資を呼び込むことが重要である。

(2) ミクロの視点からの意義

- 企業の視点では、日本企業にとってグローバル経営やオープンイノベーション¹の推進が課題となっている中、対日直接投資は、日本での海外企業との提携に資するほか、海外企業が優位性を持つ経営資源やビジネスモデル、技術のスピルオーバー等の効果も期待される。
- 消費者の視点では、対日直接投資によって、海外企業ならではの製品やサービスが供給され、消費生活の多様性や豊かさの向上に資する。

2. 対日直接投資促進のための課題と今後の取組について

(1) 投資を惹きつけるための経済成長の実現

- 直接投資先の魅力という観点からの指標・ベンチマークとして、UNCTAD”FDI Potential Index”や IMD”World Competitiveness”等を参照すると²、日本は実質 GDP 成長率等のマクロ経済指標から構成される「市場の魅力」で相対的に低い順位となっている。成長期待が低く、

¹ 企業が自前主義でなく、他の企業等の技術等も活用して新たな付加価値を創出する製品の開発等に取り組むこと

² United Nations Conference on Trade and Development “World Investment Report 2012”, Institute for Management Development “World Competitiveness 2013”

企業の収益率が低く、投資先として魅力的でない国に内外の企業が投資を行わないことは明らかである。「世界で一番企業が活動しやすい国」を実現し、成長期待や企業の収益率を高め、デフレ脱却・経済再生を達成することが対日直接投資促進の観点から不可欠の前提である。

- このため、昨年6月の骨太方針で掲げた、2013年度から2022年度の平均で、名目GDP成長率3%程度、実質GDP成長率2%程度の成長を実現するべく、引き続き三本の矢に取り組むとともに、産業の新陳代謝機能の強化、サービス産業の生産性向上、グローバル人材の育成等、成長戦略を強力に実行していくことが必要である。特にビジネスコストの低減を図る観点から、法人実効税率の引下げ、社会保障の一層の効率化・重点化による社会保険料負担の抑制、安価で安定的なエネルギーの確保に取り組むべきである。

(2) 対日投資促進のための推進体制の整備

- 2013年に入っての対日直接投資残高が微増であることを踏まえ、内閣府及び関係省庁が連携して、本年6月を目途とした「日本再興戦略」の改定において、KPI達成に必要な対日投資促進策の追加を検討すべきである。
- 内閣府においては、対日投資を促進していく新たな仕掛けとして、政府が海外企業経営者の声を直接聴き、有識者の提言を受け止めて、対日投資促進策の立案・実行を戦略的に進める体制整備を行うべきである。
- 経済財政諮問会議としても、マクロ・ミクロの好循環の実現という観点から、今後とも対日投資促進の取組状況をフォローし、必要に応じて審議を行っていくべきである。

(3) 個別分野の検討事項

- 直接投資先として日本は法人税率が低いアジア諸国と競争しており、海外企業の要望としても法人税率引下げを求める声大きいことを認識し、政府は、法人実効税率(35%程度)をアジア近隣諸国並み(25%程度)に引き下げることを目指し、速やかに検討すべきである³。また、地方自治体と連携した誘致活動において、アジア拠点化推進法に基づく法人税の負担軽減措置も積極活用すべきである。
- 日本はOECD諸国の中で対内直接投資に対する制度的な制約が最も厳しいとされている⁴。対日投資促進の観点から、複雑な規制の簡素化、非関税障壁の除去を含めた規制改革や事業環境・生活環境の整備を行う上で、「選択と集中」をすべきである。まず、政府が対日直接投資の実態や課題について業種ごとに分析した上で、対日投資促進を重点的に進める事業分野(例えば、金融、エネルギー、観光)を特定すべきである。そして、海外企業の声を吸い上げて政策課題を抽出し、閣僚級の会議の活用も含め海外企業の投資を実際に促す仕組みを構築すべきである。
- 外為法やその他の外資規制法に関しては、関係省庁において、対日投資促進の視点や安全保障上の必要性等を勘案しつつ、事前規制型から事後チェック型への転換、予見可能性向上に資するルールや運用の明確化を含め、法体系の見直し等を検討すべきである。
- 諸外国の例も参考にして、ジェトロの機能を活用し、海外企業からの照会や要望にワンストップで対応する体制を強化すべきである。

³ その際、財政健全化との両立等の観点から、課税ベースの拡大等による財源確保の検討や、法人実効税率引下げと企業行動との関係を含め、政策効果の検証を行う必要がある。

⁴ OECD” 2012 FDI Regulatory Restrictiveness Index” に基づく。本指標は、制度の形式面を評価しており、その運用や実態は評価していない